

第7章 トルコ

組織化の第四の波？

はじめに

トルコにおける市民社会は変動的な発展経路をたどった。それは、トルコの民主化過程の直接の反映でもある。本章では国家の主導による民主化が行われてきたトルコでは、(1)市民社会の発展が法的規制の緩和と強化の繰り返しのなかで起きてきたこと、(2)長期的にみれば市民社会形成のための不可逆的な流れがあることを明らかにする。

トルコ政治を市民社会の観点から捉えることは、トルコ政治の分析手法上も重要な意義をもっている。1980年代までのトルコ内政の分析は、国家論、官僚制、政党政治、選挙といった国家および制度的側面に重点が置かれていた。そこでは、トルコの国家・社会関係を第一義的に規定しているのは強い国家であることが前提とされていた⁽¹⁾。これに対して、90年代以降、社会を分析の対象にする動きが徐々に現れつつある⁽²⁾。その理由の一つは、90年代後半になると、市民社会の組織・運動がトルコ内政を語るうえで無視できない存在になったためである⁽³⁾。国家中心的、制度的な分析手法はトルコ政治一般の分析で重要性を失ってはいないが、これを補完する形で現れてきたのが社会中心的な分析手法である。本章は、この手法を用いてトルコの政治変動、なかでも民主化を理解する試みでもある。

本章の構成は、以下のとおりである。まず第1節で市民社会がトルコ政治においてどのような位置づけにあるのかを紹介した後、第2節で、現存の法

体系にしたがってトルコの市民社会組織を確定する。次に第3節で、トルコ共和国の歴史的展開のなかで、市民社会への法的規制の緩和と強化が交互に起きてきたことを、社団と労働組合を取り上げて例証する。その一方第4節で、市民社会組織の量的発展が法的規制・緩和によりどのように影響を受けたかを、社団および労働組合に関する統計を用いて検証する。最後に第5節で、1980年代の市民社会の特徴を示す。

第1節 トルコ政治における市民社会の位置づけ

トルコは第三世界のなかでは議会制民主主義の長い歴史をもつ国である。共和制が樹立された1923年から46年までは一党独裁制が行われたが、46年以降は複数政党制が続いている。60年、71年、80年に軍事クーデタが起きたが、軍部は当初の目的である独裁政権の転覆や治安の回復などを実現すると、政権を早期に文民に移管している。トルコは統治を目的とした軍事政権を経験していないという意味で、3回のクーデタにもかかわらず議会制民主主義の継続性を維持しているといえる。

冒頭にも述べたように、トルコ政治における中心的な存在は、軍部と官僚を中心とする強い国家であった。しかし1980年以降において、軍部と官僚の影響力は低下する趨勢にある。軍部は確かに80年軍事クーデタの後、83年の民政移管まで政権を握っていたが、それ以後の展開は民主主義の擁護者を自認する軍部が、(安全保障問題を除き)政治介入から身を引きつつあることを物語っている。87年には首相が軍内部の既存序列を飛び越して参謀総長を任命し、文民と武官の力関係の変化を印象づけた。さらに89年以降、大統領には文民出身者が就いている。それまでは、大統領は建国以来1例を除き軍部出身者であった。一方、官僚は経済計画を通じて経済界に大きな影響力を行使してきたが、80年代になるとトルコは経済自由化政策をとった。経済計画は国営企業にとって、それまでの「義務」から「指針」へと性格を変え、貿易

や金融の規制は緩和された。これにより、国家企画庁を頂点とする経済政策立案・実施省庁の権限が縮小した。つまり、トルコにおける国家・社会関係において、国家の相対的な力は低下している。

トルコにおいて1990年代は市民社会組織の急成長の時期である。トルコには、95年現在で財団が2700、社団が5万、公的職業団体、労働組合、経営者組合、協同組合が合わせて1200ほど存在するといわれている⁽⁴⁾。このうちの3分の2が80年以降、特に90年代に設立されている。これを法的に後押しするのが、95年の憲法改定である。これにより、82年憲法が禁止していた市民社会組織による政治活動が自由化された。

市民社会組織・運動は、トルコ政治における主要な勢力となりつつある。イスラム的政策をとり始めたイスラム派首班連立政権を1997年6月に、成立から1年で崩壊させたのは、軍部の圧力だけではない。主要な市民社会組織（労組と経営者連盟も）が連帯して同政権に退陣を迫ったことが、連立第二与党での連立離脱論を加速させた。トルコの市民社会組織は、（憲法上の旧規定から）特定の政党と結びついていなかったため、広範な連帯が可能になったともいえる。これとほぼ同時に、国家の政治弾圧や暴力組織との癒着を糾弾する市民的不服従運動が起きている。行方不明者肉親の毎週の座り込みや毎夕9時の1分間消灯運動などである。これらは特定の組織に頼らない運動で、トルコの市民社会のなかでもより新しい現象としての社会運動であるが、本章では資料・データ不足の理由から、分析の対象から外す。

第2節 市民社会組織の法的枠組み——社団、財団、組合、職業団体、協同組合

トルコで市民社会⁽⁵⁾を構成する組織には、社団、財団、公的職業団体、組合、協同組合が含まれる。これら組織の設立と活動はそれぞれ別個の法律で規制されている。

1. 社団 (Dernekler)

(1) 法規定

ここで用いる社団は、正確には非営利社団の意味だが、本章では便宜上「社団」と称する。社団法（法律第2908号、1983年成立）では、社団を「利益分配以外の、法律で禁止されていない明確で共通の目的を実現するために、最低7人の自然人が、その知識と労働を継続的に一体化することにより結成する」ものと定義している。

社団設立は、内務省への届出制であるが、内務省の監督権限は強い。まず、内務省は社団の設立届けを事後審査し、定款が憲法や社団法に抵触していると判断した場合には、司法府に社団の解散請求を行う。さらに、内務省は社団役員の不正を理由とした一時解任権限、非常事態における社団の活動停止権限をももつ。ただ、解散権限は、司法府にある。

法人格は、設立届けの時点で社団に付与される。税制上の優遇措置は、法律によって設置された優遇社団 (ayrıcalıklı dernekler) と、公益社団 (kamuya yararlı dernekler) に限られている。前者の優遇社団は、公共の利益を目的として国が設立した社団であるので、本来の市民社会組織とはいはず、数も限られている。後者の公益社団の認定を受けることは難しい。1983年社団法（法律第2908号）第58条は、公益社団が、

- ① 社団の活動期間が1年以上、
- ② 社団の目的と目的を実現するための活動が、国家全体に有益な結果をもたらす性質であること、

を条件に、（関連省庁からの聞き取り後）内務省の推薦、行政裁判所行政手続き委員会の決定、内閣の承認により認定されることを定めている。このため、公益社団に認定されるためには、一般的な目的を掲げなければならず、しかもそれが認定の対象となるかどうかの判断は内務省に委ねられている。94年現在で全社団6万470のうち、免税対象の社団（公益社団）は405（0.7%）のみ

である⁽⁶⁾。

(2) 実態

1997年3月時点では、国内で7万136の社団が活動中である⁽⁷⁾。企業家による社団で代表的なのは、トルコ実業家連盟 (Türk Sanayicileri ve İşadamları Derneği) である。これは71年に設立された、トルコ西部の大企業家から成る社団である。経済・社会調査を行って成果を出版し、政府への提言、批判を行っている。同連盟は、後に結成された40を超える県別実業家連盟、およびトルコ青年実業家連盟のモデルとなった。コチ (Koç)、サバンヂュ (Sabancı) の2大財閥などがオピニオン・リーダーを務める。元会長のデュム・ボイネル (Cem Boyner) は94年に新民主運動を結党したが個人政党の域を出ず、その後活動を停止した。

世俗・民主主義の擁護を活動の中心に掲げる文化・知識人社団としては現代法律家協会、アタチュルク思想協会などが、人権擁護社団としては人権協会が知られている。これ以外には、市民団体系の社団が1990年代に急増している。

2. 財団 (Vakıflar)

(1) 法規定

歴史的には、財団はセルジュークトルコで始まり、オスマントルコで広がった。財団は不動産の多くを運営するとともに、国家において宗教的、社会的、経済的、文化的に大きな役割を担った。個人財産は公的利益のために、モスク、礼拝所、学校、図書館、水道、泉、道路、橋、病院、給食場、宿、公衆浴場、隊商宿などの財団として法人化された⁽⁸⁾。共和制下でトルコ民法(法律第743号、1926年成立)が導入されると財団は、民法施行(1926年)以前に存在していた財団⁽⁹⁾とそれ以後に設立された財団に区別された。

トルコ民法は財団を、「ある財産が特定の目的のために継続的に提供され

た」法人（第73条）と定義している。法人格取得のためには、裁判所による登記と総理府財団局への登録が必要である（第74条）。財産の提供者は、自然人でも法人でもよい。提供される財産（現金または債権）は財団の目的達成のために（法律で定められた）十分な額でなければならない⁽¹⁰⁾。総理府財団局は、財団の会計監査を行う。なお、財団についてのトルコ民法の規定は、1967年に大幅改定されており（法律第903号による），これ以降に設立された財団は新財団と呼ばれている。

1926年のトルコ民法施行以降に設立された財団は、設立形態により以下の三つに分けられる⁽¹¹⁾。

(i) 免税財団

公益社団の場合と同じ免税措置が適用される。（すべての財団について免除されている相続税，譲渡税に加え）非営利活動での法人税と所得税，文化・教育・社会目的の提供・奉仕への付加価値税，固定資産税，博物館・図書館用資料と同種外国団体からの寄付への関税，不動産登録税が免税になる⁽¹²⁾。

免税措置を受けるための条件は、公益社団の場合と比べれば緩い。法律第903号（民法の1967年改定法）第4条は、収入の80%以上を予算内事業活動に割り当てる財団に、割当額についての免税が内閣によって認められることを定めている。それでも1994年現在で免税対象は、全財団（トルコ民法施行前設立のものも含む）8682のうち148（1.7%）にすぎない⁽¹³⁾。その理由の一つは、免税措置の基本は前掲法であるにもかかわらず、それ以外の法令が免税措置についての様々な制約を設けていることである⁽¹⁴⁾。

(ii) 課税財団

特定の経済的利益を目的としているために、免税措置を受けない財団には、以下の4種類がある。①家族財団：家族構成員の教育、居住、介護などを賄うこととする。②宗教財団：宗教上の目的で設立されるが、特定の教団を支持するものは禁止されている。③雇用者基金：従業員の結婚、出産、死亡、障害、疾病、事故への援助のために会社が設立する。従業員が一部出資する形態としない形態がある。前者の形態では、従業員側がその出資比率

に応じて基金経営に参加する。④社会保障基金：年金への積み増しを目的とする諸年金基金から成る。

(iii) 政府財団

法律により設立されるか政府により設立・運営されている政府系財団には、以下の3種類がある。①トルコ国軍強化基金：免税財団よりもさらに税制上優遇されている。②社会扶助基金：社会扶助奨励基金が集めた基金を各県・郡の社会扶助基金が困窮者に分配する。③環境基金：環境汚染防止基金が集めた基金を、各県の環境基金に分配する。

(2) 実態

データ入手の都合上、1967年改定後の民法により設立された新財団に限つていうと、96年時点で存在するのは3717である⁽¹⁵⁾。その設立目的で最も多いのは社会扶助で33.3%，第2位は教育で20.8%，第3位は宗教で12.8%（宗教教育の3%を含む）である⁽¹⁶⁾。

3. 労働組合・経営者組合 (İşçi/İşveren Sendikaları)

(1) 法規定

1982年憲法第51条は、「労働者と経営者は、労使関係における組合員の経済的、社会的権利および利益を保護、増進するために、事前の承認なくして労働組合と経営者組合を結成する権利をもつ」と述べ、組合の活動を労使関係に限定している。組合は業種別に結成される。職種別、職場別組合は禁止されている。労働者とは別に区分される公務員の団結権については、82年憲法では規定がなく、運用上禁止されてきた。しかし95年の憲法改定で、「法で認められた公務員の労働組合については……（団体協約を含まない）団体交渉権を認める」との条文が加えられ、団結権と部分的団体交渉権が認められた。

(2) 実態

経営者組合連合では唯一、トルコ経営者組合連合 (Türkiye İşveren Sendikaları Konfederasyonu: TİSK) が存在する。1962年に設立された、約150の経営者組合の連合体である。財界団体のなかでは比較的保守的で、政府に対する意見表明はあまり行わない。

労働組合に関しては、三つの頂上団体がある。トルコ労働組合連合 (Türkiye İşçi Sendikaları Konfederasyonu: Türk-İş) はトルコ最大で中道系、1952年に設立された。32組合、29経済部門の約160万人の労働者から成る (92年現在)。時の政権には一般的に是々非々の態度で臨んでいる。

トルコ革命労働組合連合 (Türkiye Devrimci İşçi Sendikaları Konfederasyonu: DİSK) は、トルコ労働組合連合の稳健路線に不満な鉱山労連、タイヤ労連、新聞・雑誌労連、食品労連が1967年に分派して結成した、左派系の労働組合連合である。その後も、加盟労組・労連を増やし、加盟労働者は約50万に達したが、80年のクーデタで解散させられた。裁判の結果無罪となり、92年に財産返還を受け、活動も再生した。時の政権に対しては、Türk-İşに比べて批判的な態度をとることが多い。

正義労働組合連盟 (Hak-İş) は、イスラム系で、1976年に設立された。8加盟組合と1連帯組合に35万の労働者がいる (92年現在)。元委員長のネヂャティ・チェリック (Necati Çelik) は、イスラム派の福祉党から95年総選挙で当選、96年の福祉党・正道党連立内閣で労働相になった。同連立内閣を、正義労働組合連盟は全般的に支持していた。

4. 公的職業団体 (Kamu Kurumu Niteliğindeki Meslek Kuruluşları)

(1) 法規定

公的職業団体のいくつかは、オスマン帝国末期に自発的に形成された職業団体を元にしている。1940年代末から政府は既存の職業団体について設立法を定めて法の網を掛けるとともに、新たな職業団体を法により設立した。公

的職業団体の憲法上の地位は、61年憲法が、それが法により設立され、内部組織を互選することなどを定めたことで初めて確立された⁽¹⁷⁾。より詳細な現行82年憲法第135条は公的職業団体を、特定の職業にある者が①共同して必要を満たすこと、②職業活動を容易にすること、③職業の全般的利益に沿った発展を実現すること、④職業人の相互および市民との関係で誠実さと信頼が旨となるよう職業規律・倫理を堅持することを目的として、⑤法により設立され、内部組織が⑥法の示す方法で司法監視下で⑦秘密投票で互選される⁽¹⁸⁾⑧公的法人である、と定義している。

公的職業団体は（起源は別として）法的には公私両方の性格をもつが、公的性格がより強い。私的性格は上記の①共同して必要を満たす目的、②職業活動を容易にする目的、⑦内部組織が秘密投票で互選されること、に限られている。これに対し公的性格を規定しているのは、④職業人の相互および市民との関係で誠実さと信頼が旨となるよう職業規律・倫理を堅持する目的、⑤法による設立、⑥内部組織選挙の法的規定と司法監視、⑧公的法人格である。加えて、政府による業務・会計監査を受ける義務（同条文中）もある。同条文は、公務員には公的職業団体加盟の義務がないことを定めているが、これは民間部門就業者の加盟の義務を暗示している。公的職業団体は、職業活動に関して法により広範な規制権限を与えられており、民間部門就業者が「公的職業団体に加盟せずに職業活動することは不可能である」⁽¹⁹⁾。

現存の公的職業団体は、①商工会議所、商業会議所、工業会議所、商船・商品取引会議所、②農業会議所、③商店主・手工業者会、商店主・手工業者連合、④弁護士会、⑤医師会、⑥獣医師会、⑦歯科医師会、⑧薬剤師会、⑨技術・建築関連会議所、⑩公証人会議所、⑪税理会計士・公認会計士会議所、および⑫から⑯の上部団体、ならびに⑰トルコ保険・再保険会社同盟である⁽²⁰⁾。

（2）実態

影響力が大きいものはまず、トルコ商業・工業・商船・商品取引会議所同

盟 (Türkiye Odalar ve Borsalar Birliği) で、1950年に設立された。トルコ全土の企業家を代表する、各県の商業会議所、工業会議所、商品取引所(いずれも公的職業団体)の頂上団体である。トルコ実業界の唯一の公的代表機関であると主張し、トルコ実業家連盟(前出)を牽制している。同連盟に比べると、政府寄りであるとともに、中小企業家の利益をより多く代弁している。歴代会長からは、ネジュメティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) 首相(福祉党)、ヤルム・エレズ (Yalim Erez) 通産大臣(正道党)、アリ・ジョシュクン (Ali Coskun) 国會議員(祖国党)などの政治家を輩出している。

トルコ農業会議所同盟 (Türkiye Ziraat Odaları Birliği) は、農産物買上げ価格の引上げ、農民への低利融資などを要求し、トルコ商店主・手工業者総連合 (Türkiye Esnaf ve Sanatkarlar Konfederasyonu) は、零細企業への低利融資や免税を要求する。

トルコ弁護士事務所同盟 (Türkiye Barolar Birliği) は、民主主義と世俗主義を擁護する。人権擁護の観点から法律改正を主張したり、政府の親イスラム的政策を非難したりしてきた。

5. 協同組合 (Kooperatifler)

協同組合法(法律第1163号、1969年成立)は、協同組合を、「法人格を有し、組合員の特定の経済的利益、特に職業と生活に関する必要を、相互扶助、連帶、代表により満たすために、自然人、法人、県特別行政体、市、村、集団、社団により設立された、多様な組合員と資本から成る組織」と定義している。1982年憲法は第171条で、生産増加と消費者保護に関する協同組合を国家が支援することを定めている。

6. 政治活動の禁止

なお、以上5種類の団体は、1982年憲法の詳細な規定で政治活動を禁止さ

れた。社団と財団（第33条）および労働・経営者組合（第52条）は、憲法第13条の「基本的権利に関する一般的制限」に反する政治目的をもつこと、政治活動を行うこと、政党を支持またはこれに支持されること、これらの目的でお互いおよび公的職業団体と共同行動を行うことが禁じられている。公的職業団体（第135条）も、政治活動をすること、政党、組合、社団と共同行動を行なうことが禁じられていた。

1995年7月の憲法改定は、上記規定をすべて廃止した。この後、市民社会組織はより自由に政治的要求を掲げ始めている（第5節4参照）。その一方、市民社会組織が特定の政党と結びつく動きは現在のところほとんどない。その理由は、現在の多党化現象により右派でも左派でも強力な政党をみつけにくく、特定の政党との支持関係を固定化するには危険が大きいためであろう。

第3節 法的規制——緩和と強化の繰り返し

本節では、市民社会組織、なかでも社団と労働組合をめぐる法的規制が緩和と強化を繰り返していたことと、これがトルコの民主化過程と密接に関わっていたことを示す。

近現代のトルコにおいて、社団（表1）と（その一形態である）労働組合（表2）に対する法的規制は緩和と強化の繰り返しだった。法的規制の緩和は、国家主導の民主化が実施された時期に起きており、法的規制の強化は、政治参加が国家の許容限度を超えた場合に起きている。つまり、トルコ国家が想定していたように政治参加を漸進的に拡大するためには、国家による強制力を必要とした。

その過程をより詳しくみると、民主化への大きな政治変動が起きると、新憲法が導入されるなどして政治の法的枠組みがより参加的なものに変わる。それに対応して個別法でも自由化が起きる。しかし新しい法体系が国家の予想を上回る政治参加をもたらすと、個別法が非自由化され、憲法が改定され、

表1 社団法制

| 成立年（憲法と社団法） | 結社の自由についての原則と制限 | 変化** |
|-------------|--|------|
| 1876（憲法） | 原則：認めず。 | |
| 1908（憲法） | 原則：すべてのオスマン人に認める。 制限：オスマン帝国の領土的統一性を侵す、立憲的体制と政府の変更を狙う、安寧と秩序に反するものは禁止。 | + |
| 1909（社団法） | 原則：最低の制限、政府統制から自由。 文化的独自性認める。 制限：秘密社団、分離主義社団は禁止。 | + |
| 1923*（社団法） | 原則：1909年に同じ。 制限：明白な法律違反の場合、政府が活動規制。 司法府に活動停止権限。 | - |
| 1924（憲法） | 原則：トルコ人の当然の権利。 制限：法により制限される。 | + |
| 1925（社団法） | （治安維持法により独立法廷設置） | - |
| 1938（社団法） | 原則：内務省の許可制。 制限：設立目的（一つのみ）外または政治活動の禁止。多種の社団の禁止 ¹⁾ 。違反の場合、内務省が、社団の登録抹消、活動停止、財産没収および指導者の重罰金刑、懲役刑。 | - |
| 1946（社団法） | 原則：内務省への届出制。政府統制から自由。 制限：設立目的（複数可）外または政治活動の禁止。一部の社団の禁止 ²⁾ 。違反の場合、軽罰金刑。司法府に解散権限。 | + |
| 1952*（社団法） | 原則：1946年と同じ。 制限：司法府に、結審前の活動停止・資産差し押さえ権限。 | - |
| 1961（憲法） | 原則：設立許可不要。 制限：公序良俗の保護のためのみ、法により制限可能。 | + |
| 1964*（社団法） | 原則：1946年と同じ。 制限：国家の安全と公的秩序が急を要する場合、社団本部の警察による令状なし捜査可。 | - |
| 1971*（憲法） | 原則：設立許可不要。 制限：行政府に、非常時 ³⁾ での活動停止権限（司法府の判決まで）。司法府に解散権限。 | - |

| | | |
|-----------|--|---|
| 1972(社団法) | 原則：内務省への届出制、事後審査。 制限：非常に多種の社団の禁止 ⁴⁾ 。一部の活動が禁止または事前許可必要 ⁵⁾ 。内務省に広範な監視と規制権限。 | - |
| 1982 (憲法) | 原則：内務省への届出制、事後審査。 制限：政治活動の禁止。公務員に関して法による制限可能。憲法第13条「基本的人権制限条項」 ⁶⁾ の適用対象。行政政府に、多様な非常時 ⁷⁾ での活動停止権限（司法府の判決まで）。司法府に解散権限。 | - |
| 1983(社団法) | 原則：内務省への届出制、事後審査。 制限：政治活動の禁止。非常に多種の社団の禁止 ⁸⁾ 。公共部門の一部 ⁹⁾ に関して認めず。内務省に、役員の一時解任権限、多様な非常時 ¹⁰⁾ での活動停止権限（司法府の判決まで）。司法府に解散権限。 | - |
| 1995*(憲法) | 原則：1982年と同じ。 制限：公務員に関して法による制限可能。憲法第13条の「基本的人権制限条項」 ¹¹⁾ の対象。司法府に解散・活動停止権限。行政府に(非常時 ¹²⁾ での)活動停止権限あるが、司法府の事後承認 ¹³⁾ が必要。 | + |

(注) * 施行中の憲法または社団法の一部改定。

** それ以前の該当憲法・法律に比べて権利が実質上増加した場合は「+」、減少した場合は「-」。

1) 結社禁止の対象に含まれるのは、(1)国家の領土的統一性と政治的、国民的一体性を破壊することを目的とする集団、(2)宗教、宗派、神秘主義に基づく集団、(3)家族、共同体、階級、および人種上の忠誠に基づく集団、(4)秘密のあるいは目的を隠した集団、(5)地域主義を目的とするかその傾向をもつ政治集団、(6)公務員の集団。

2) 1938年社団法と比べると、脚注1)の(1)のうち政治的、国民的一体性を破壊することを目的とする集団、および(3)の階級に基づく集団(労働組合など)の禁止条項は削除された。公務員は、職業団体結成を認められたが、労働組合結成は認められなかった。

3) 国家の領土と国民との不可分の一体性、国家安全保障、公序良俗の維持のために急を要する場合。

4) 禁止の対象に含まれるのは、複数の目的または以下の目的をもつ社団。

- (1) トルコ国家の国土と国民との不可分の一体性を破壊すること。
- (2) 言語、人種、階級、宗教、宗派の違いに乗じて、憲法でその特徴が述べられている共和国を破壊すること。
- (3) 人権と自由を破壊すること。
- (4) 法、公序良俗に反する活動に携わること。
- (5) 地域、人種、階級、宗教、宗派上の忠誠に依拠して、構成員に支配的または特権的地位を与えること。
- (6) 一つの社会階級の他の階級への支配を確立すること、既存の基本的な経済・社会制度を転覆すること、または国家の政治・法制度を破壊すること。

- (7) 国家の基本的な社会・経済・法制度を、部分的にせよ宗教的教義に依拠させること、宗教、宗教心、神聖視されている物をいかなる方法であれ、政治的、個人的な利益や影響力を達成するために悪用すること。
- (8) トルコ共和国憲法で保障された改革法を抹消または変更すること、またはこれら法律が禁止した事項を復活させること。
- (9) アタテュルクの人格、活動、または記憶を汚したり侮辱したりすること。
- (10) 特定の政党について支持または反対すること、政党間の協力関係を築くこと、国会、地方自治体の選挙で政党や、そのいかなる候補、または無所属候補の勝利を支援または妨害すること、あるいはこれら候補者間の協力関係を築くこと。
- (11) トルコ国家の人格を棄損したり侮辱したりすること。
- (12) 罪を犯したり、犯行を鼓舞または示唆すること。
- 5) 禁止の対象に含まれるのは、以下の行為。
- (1) 転覆的イデオロギーを標榜する政府、政党、存命のまたは他界した個人を礼賛する集会や出版。
 - (2) ①軍人の法的権利への反対、②軍事・民間防衛訓練、③特殊制服や腕章、武器や爆発物の保持、および④政党、労働組合、または經營者組合からの援助資金の受領。
- 政府の事前許可が必要な対象に含まれるのは、以下の行為（かっこ内は許可申請先）
- (1) 国内外の外国社団との接触（内務省）。
 - (2) 社団名に「トルコ」、「国民」、「共和国」、「アタテュルク」使用（内閣）。
 - (3) ラジオ・テレビでの発表（地方検察局）。
- 6) 1982年憲法第13条は、第1項で「基本的人権と自由は、国家の国土と国民との不可分の一体性、国家主権、共和制、国家安全保障、公序、一般的安全、公益、一般的倫理、一般的健康の保護を目的として、また憲法の関連条項で述べられた特別の理由により、憲法の言葉と精神に従って法律により制限されうる」と述べ、広範かつ抽象的理由で基本的人権と自由が制限されうることを規定している。さらに、第3項で、上記の制限理由が、基本的人権と自由のすべてに関して有効であることを定めている。
- 7) 国家の国土と国民との不可分の一体性、国家安全保障、国家主権、公序、他人の権利と自由の保護と犯罪の防止の見地から急を要する場合。
- 8) 禁止の対象となる目的は、1972年社団法で禁止対象として挙げられた目的(脚注4)の(1)～(12)と同様のものに加えて、「地域、人種、社会階級、宗教、宗派に依拠するかその名のもとに活動すること」。規制は強化された。
- 9) 檢察官、裁判官、地方行政官、軍人、警察官、公立・私立の中学校・高校教師および生徒は、社団を結成できない。ただし、所轄官庁の承認があれば既存の社団に加入できる。
- 10) 1982年憲法の規定(脚注7)参照)と同じ。
- 11) 脚注6)と同じ。
- 12) 国家安全保障、公序、犯罪の実行と継続の防止、逮捕の必要上、急を要する場合。
- 13) 行政府は司法府に24時間以内に活動停止決定の承認を申請する。申請後48時間以内に司法府が承認しなければ、活動停止決定は無効になる。
- (出所) Robert Bianchi, *Interest Groups and Political Development in Turkey*, Princeton: Princeton University Press, 1984, pp. 109-117 / Ergun Özbudun, "The Post-1980 Legal Framework for Interest Group Associations," in Metin Heper ed., *Strong State and Economic Interest Groups: The Post-1980 Turkish Experience*, Berlin: Walter de Gruyter, 1991, pp. 43-46 / Başbakanlık Mezuniyeti Geliştirme ve Yayın Genel Müdürlüğü, *Türkiye Cumhuriyeti Kanunlar Külliyyatı* より筆者作成。

表2 労働関係法規

| 成立年 | 法 規 | 労 働 者・組合の権利と制約 | 変化** |
|------|-------------------------|--|------|
| 1865 | 法 令 | 権利：外資所有エレーリ炭坑労働者の最低安全基準。 | + |
| 1909 | 就 業 停 止 法 | 制約：公共サービス部門でのスト禁止。 | - |
| 1924 | 憲 法 | 権利：労働者の団結権認める。 | + |
| 1925 | 治 安 維 持 法 | 制約：すべての労働組合禁止（少数の相互扶助団体除く）。 | - |
| 1936 | 労 働 法 | 権利：労働時間、健康、安全、女子労働に関する最低基準を経済省労働局が監督。 労働争議では、雇用契約については労働裁判所への個人提訴のみ可能、賃金については個人提訴と団体提訴が可能 ¹⁾ 。 制約：ストライキ禁止。 法の当初の適用対象は、従業員10人以上の企業 ²⁾ 。 | + |
| 1938 | 社 団 法 | 制約：階級に基づく社団（労働組合）禁止。 | - |
| 1940 | 国 家 防 衛 法 | 制約：市民の有償労働の義務化。 | - |
| 1944 | 国 家 防 衛 法* | 制約：有償労働義務を兵役と同じに扱い、職場放棄者を軍が強制送還。 政府による賃金統制。 | - |
| 1946 | 社 団 法 | 権利：民間部門被用者に団結権（階級に基づく社団の禁止規定廃止）。 | + |
| 1947 | 労 働 組 合・ 経 営 者 組 合 法 | 権利：団体協約権。 任意加盟。 組合員の二重加盟、同一業種内の複数組合可能。 制約：組合連合への加盟には組合員の3分の2以上の賛成が必要。 非就業者、事務職員、公務員には団結権なし。 政治活動の禁止。国際機関への組合の加盟は、内閣の承認事項。 非愛国的、国家利益に反する活動を禁止。 ストライキは非法的、実施した組合は裁判所決定により最高1年間活動停止。 | - |
| 1961 | 憲 法 | 権利：すべての被用者に団結権。 公務員を除く労働者に団体交渉権とスト権。 | + |

| 成立年 | 法 規 | 労 働 者・組 合 の 権 利 と 制 約 | 変 化** |
|------|------------------|---|-------|
| 1963 | 労 働 組 合 法 | <p>権利：業種別または職場別組合。</p> <p>労働組合に労働者代表と職場委員選出権。</p> <p>チェックオフ制度。</p> <p>事務職にも団結権。</p> <p>加盟最低年齢を16歳に引き下げ。</p> <p>組合執行委員の職を保護。</p> <p>スト破り禁止（ロックアウトは有り）。</p> <p>組合連合加盟条件を緩和。</p> <p>国際機関への加盟に政府の承認不要。</p> <p>組合収入の5%を労働者教育に支出認める。</p> <p>金融投資可能（利益分配不可）。</p> | + |
| 1963 | スト・ロックアウト・団体協約法 | <p>制約：地域連合禁止。</p> <p>政党からの資金援助禁止。</p> <p>業種分類を労働省が認定（数は約35）。</p> <p>非加盟者でも団体協約の恩恵を受けるためには組合費の3分の2支払う。</p> <p>政治スト、連帯スト、抗議・警告スト、労働低下行動禁止。</p> <p>国家治安と公共衛生を理由に内閣がスト延期命令可能³⁾。</p> | |
| 1965 | 公務員労働組合法 | <p>権利：公務員に団結権⁴⁾。</p> <p>結成単位（組織・職種）は自由⁵⁾。</p> <p>制約：政治活動禁止。</p> <p>公務員法規運用に関する示威行動の禁止。</p> <p>職場での集会や作業は、就業時間外でも禁止。</p> | + |
| 1970 | 労 働 組 合 法* | 制約：全国単組または業種別連合は、同一業種労働者の3分の1以上を、総連合は国内労働者の3分の1以上を組織することが条件（憲法裁判所の1972年の違憲判決により失効したが、政府が新たに同様の通達を行った）。 | - |
| 1970 | スト・ロックアウト・団体協約法* | 制約：全国規模で活動し、該当経済分野の35%以上の労働者が加盟する組合または業種別連合のみが団体協約締結可能。 | - |
| 1971 | 憲 法* | 制約：公務員の団結権認めず。 | - |

| | | | |
|------|------------------|---|---|
| 1982 | 憲 法 | 制約：活動範囲は労使関係のみ。 政治活動の禁止。 公務員の団結禁止条項削除。 「権利回復スト」禁止。 | — |
| 1983 | 労 働 組 合 法 | 制約：職場別および職種別組合を禁止。 業種別組合のみ。 団体交渉権は、業種内労働者の1割以上を代表する組合に。 政治活動の禁止。 | — |
| 1983 | スト・ロックアウト・団体協約法* | 制約：スト禁止業種増やす。 内閣のスト延期命令後、60日以内に労使合意がなければ、最高調停委員会が裁定 ⁶⁾ 。 | — |
| 1995 | 憲 法* | 権利：団結権と（団体協約を伴わない）団体交渉権の対象となる公務員の職種が、法で定められることを規定。 | + |

(注) * 施行中の憲法または法律の一部改定。

** それ以前の該当憲法・法律に比べて権利が実質上増加した場合は「+」、減少した場合は「-」。

1) 賃金に関する労働争議の対象が職場労働者の5分の1以上である場合には、労働者代表(互選)は県の調停委員会(官選)に提訴できる。

2) 実質的には、大規模国営企業に限られた。また労働局の人材不足により、民間部門での同法の強制力は弱かった。

3) 第1回目は30日、第2回目は60日、それぞれ延期させることができる。

4) 外務、宗務を含む一部の公務員は対象外。

5) 組合を分立させることを狙っていたと考えられる (Gülmez, *Memurlar ve Sendikal Haklar*, p. 31)。

6) これが団体協約の効力をもつ。

(出所) Bianchi, *Interest Groups*..., pp. 118-127 / Özbudun, "The Post-1980 Legal Framework...", pp. 49-53 / Alpaslan Işıklı, "Cumhuriyet Döneminde Türk Sendikacılığı," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi 7. Cilt*, İstanbul: İletişim Yayıncılık, 1983, pp. 1826-1838 / Kursat İstanbullu, "12 Eyyübü Sonrasında Sendikal Yasalar ve Sendikacılık," in *Cumhuriyet Dönemi*..., pp. 1839-1842 / Kemal Sülker, "Cumhuriyet Dönemi İşçi Hareketleri," in *Cumhuriyet Dönemi*..., pp. 1843-1847 / Mehmet Şehmus Güzel, "Cumhuriyet Türkiyesi'nde İşçi Hareketleri," in *Cumhuriyet Dönemi*..., pp. 1848-1876 / Mesut Gülmez, *Memurlar ve Sendikal Haklar*, Ankara: İmge Kitapevi, 1990, pp. 29-74, およびトルコ共和国憲法(1961年, 1982年)をもとに筆者作成。

さらには新憲法が採択されている。しかも、規制緩和期が短いのに対し、規制強化期は長い。

以下では便利的な時期区分として、規制緩和(強化)期間を、社団関係法制または⁽²¹⁾労働関係法制の緩和(強化)の最初の立法の年から、強化(緩和)の最初の立法の前年までとした⁽²²⁾。また各時期の叙述は、①民主化(前進・後退)過程の概況、②社団法制、③労働法制を含んでいる。

1. 第1の緩和期——1908~24年

(i) 立憲制の復活

トルコにおいて結社の自由の原則を初めて認めたのは、青年トルコ革命⁽²³⁾によりもたらされた1908年憲法である。オスマン帝国ではタンジマート(改革、1839~77年)末期の1876年、スルタン・アブデュルハミト2世(Abdülmecid II, 1876~1909年)は初の憲法を導入して立憲君主制を開始したが(第1次立憲制、1876~1908年)、新設議会との対立などをきっかけにすぐに独裁化し、1877年に憲法を停止した。「オスマン人同盟と進歩協会」などの政治社団が団結して起こした革命の狙いは、スルタンに1876年憲法を復活させることであったが(第2次立憲制、1908~18年)、1908年憲法は1876年憲法よりも進んだ内容をもっていた。

(ii) 社団法制

1908年憲法は、すべてのオスマン人に結社の自由の原則を認めた。ただし、オスマン帝国の領土的統一性を侵す、立憲的体制と政府の変更を狙う、安寧と秩序に反する社団は禁止された。1909年の社団法は、さらに少ない制限で結社の自由を保障した。政府統制がはずされ、文化的独自性も認められた⁽²⁴⁾。ただし、秘密社団と分離主義社団は禁止された。

「同盟と進歩」政府は1910年以降独裁化したが⁽²⁵⁾、それまでの段階で共和制樹立(1923年)後の自由化の下地を作っていた。1908~18年の10年間に、12の政党、37の政治的または社会的社団が設立された。全国には、157の商業会

議所、いくつかの工業会議所、51の手工業者・商店主連盟、そして販売・融資協同組合があった⁽²⁶⁾。

1909年社団法の1923年の改定で、明白な法律違反の場合に限って政府による活動規制が認められたが、活動停止権限は司法府に与えられた。1924年のトルコ共和国初の憲法も結社の自由をトルコ人の当然の権利として保障するとともに、1908年憲法にあった禁止条項を削除した。ただ、結社の自由が法律により制限を受けるとの条項を入れたことにより、社団が「合法的」弾圧を受ける余地を残した。

(iii) 労働法制

この時期、労働関係法では、規制緩和よりも強化が起きた。19世紀末に始まった労働運動は、1908年の青年トルコ革命の直後、外国企業でのストライキで一時高揚した。しかし、政府はこれらのストライキをつぶすとともに、1909年の就業停止法で当時の労働運動の中心であった公共サービス部門でのストライキを禁止し、黎明期の労働運動を破壊した。多くの労働組合は相互扶助団体と政府公認の労働者代表組織に取って代わられた⁽²⁷⁾。労働関係法制でこの時期の唯一の規制緩和は、共和制樹立後、1924年憲法が労働者の団結権を認めたことである。

2. 第1の強化期——1925～45年

(i) 政府批判勢力の抑圧

共和制初期の1920年代から30年代にムスタファ・ケマル（Mustafa Kemal、称号はアタテュルク）初代大統領が進めた世俗・民族主義政策は、宗教勢力と地方有力者の反発を生んだ。東部のクルド人地域では1925年、カリフ制の復活とクルディスタンの独立を主張したシェイフ・サイドの乱が起きた。政府は治安維持法によりこの反乱を鎮圧したが、さらに、この反乱を擁護した多くの新聞を廃刊し、共和人民党の独裁を批判する（同党の分派である）進歩党を解散させた⁽²⁸⁾。加えて、アタテュルクの後押しで体制野党として30年に結

党された自由党が、共和人民党批判で国民の支持を集めため、政府の圧力で同年解党に追い込まれた。

これら政府批判勢力を「反動勢力」と非難した共和人民党政府は、1930年代に入り、一党体制を強化するとともに、世俗・民族主義的改革を進めた。アタテュルクの死後（1938年）、この傾向はむしろ強まった。39年の第二次世界大戦勃発による政治・経済不安も、社会への規制強化を助長した⁽²⁹⁾。

(ii) 社団法制

1938年社団法は、以前の社団法に比べて規制を強めた。まず、社団設立には内務省の許可が必要となった。設立目的は唯一、しかもそれ以外の活動および政治活動は禁止された。また、多種の社団が設立禁止の対象になった。違反の場合、内務省が、社団の登録抹消、活動停止、財産没収および指導者の重罰金刑、懲役刑を科す権限をもった。

(iii) 労働法制

1925年治安維持法は、すべての労働組合を禁止した。36年労働法は、最低労働条件を労働局が監督することで労働者の待遇改善をもたらしたものの、労働運動については団体交渉権ではなく労働裁判所への提訴権しか認めなかつた。しかも団体提訴の対象は賃金だけで、雇用契約は除外されていた。36年労働法で明示的な禁止規定がなかった労働組合は、38年社団法の「階級に基づく社団禁止」規定で再び非合法化された。さらに第二次世界大戦勃発後、40年国家防衛法および44年の同法改定で労働者に対する規制は再び強化された。

3. 第2の緩和期——1946年

(i) 複数政党制導入

第1の緩和が立憲制の復活を契機にしていたように、第2の緩和も複数政党制導入という民主化の節目に起きた。複数政党制導入は、1945年に共和人民党の第2代党首イスメット・イノニュ（İsmet İnönü）が決断した。その背

景には、共和人民党で土地改革などをめぐる内部対立が深刻化し、反主流派を野党化させざるをえない、また第二次世界大戦後の西側社会に受け入れられるために民主化が不可欠であるとのイノニュの認識があった。

(ii) 民主化のための法改定

複数政党制による初の1946年総選挙で辛くも与党の座を維持した共和人民党は、民主党という強力な野党と議会で対峙することになった。民主党の要求は、それまで共和人民党の一党独裁を助けていた出版法、警察法、社団法、居住法、選挙法などを改定し、より自由で公平な政治制度を導入することであった。これらの法は共和人民党が過半数を制する国会で改定された。国会審議は民主党の要求にも影響を受けたが、法改定の提案はもっぱら共和人民党によりなされた⁽³⁰⁾。

(iii) 社団・労働法制

1946年社団法は、設立原則をそれまでの内務省の許可制から同省への届出制に緩和した。設立目的外の活動や政治活動を禁止していたことは以前の法と変わらなかったが、複数の設立目的を認めるとともに、設立禁止対象の社団を減らした。違反の場合の刑罰も、軽罰金刑に軽減した。解散権限は司法府に委ねた。46年社団法はまた、38年社団法にあった「階級に基づく社団禁止」規定を単に廃止することにより、公務員を除く被用者に団結権を認めた。階級政党の結成も可能になった。

(iv) 法改定の影響

1946年社団法の施行により、社団と労働組合の設立および活動が活発化した。社団の数は、第1の規制強化期の始まりの38年には205だったが、第2の規制緩和期の始まりの46年にはその3.5倍である733に増えた⁽³¹⁾。労働組合も、イスタンブルなど工業化の比較的進んだ地域で急速に組織され始めた。46年社団法が階級に基づく政党禁止規定をも廃止したことから同年に複数の社会主義政党が設立された。これら政党は、始まったばかりの労働組合の運動と組織に強い影響を与えた。

4. 第2の強化期——1947~60年

(i) 政府の反動化

上記の社団・労働組合活動の高まりは、共和人民党政府をあわてさせた。共和人民党は特に「社会階級に基づく政党の公認が行きすぎだったとの認識に至った」⁽³²⁾。政府は1946年のうちに社会主義政党を解党、これら政党とつながりのあるとされた労働組合を解散させた。さらに47年、労働組合に対する詳細な規制を盛り込んだ労働組合・経営者組合法を成立させた。

(ii) 労働法制

1947年の労働組合・経営者組合法は団体協約権を原則として認める一方、非就業者、事務職員、公務員には団結権さえ認めなかった。ストライキを非法化し、実施した組合は裁判所決定により最高1年間活動停止になることを定めた。また、組合運動の分断を狙い、組合員の二重加盟、同一業種内の複数組合を許したり、組合連合への加盟に組合員の3分の2以上の賛成を条件づけたりした。加えて、政治活動、非愛国的活動、国家利益に反する活動を禁止、国際機関への組合の加盟は、内閣の承認事項とした。

(iii) 民主党政府の選挙公約違反

複数政党制へ移行後2回目の1950年総選挙で共和人民党は野党の民主党に敗北した。民主党は選挙公約のなかで労働者へのスト権付与を掲げて共和人民党との違いを強調していたが、実際に政権に就くとスト権を要求する労働組合の弾圧に転じた。52年にはトルコ労働組合連合(Türk-İş)が設立されたが、内閣の承認事項である組合の国際機関加盟は、内閣により幾度も拒否された。

(iv) 社団法制

1952年には46年社団法改定で規制が強化され、結審前に社団の活動停止・資産差し押さえを行う権限が、司法府に与えられた。

(v) 民主党の独裁化と軍事クーデタ

民主党は、1954年に続いて勝利した57年の総選挙以降、野党(特に共和人民党)や新聞、学生をはじめとする議会内外の政府批判勢力を抑圧するようになった。同時に、民主党政府は労働組合連合を司法判決により解散させ始めた。60年に近づくと、民主党政府は通常の組合活動を「政治活動」とみなして抑圧する一方、労働組合を民主党支持組織に変えようと試みた⁽³³⁾。60年に民主党政府は学生主体の反政府デモ鎮圧に軍隊を用いたが、発砲命令を拒否した軍部により逆にクーデタで転覆された。60年から61年のトルコは暫定的な軍事政権により統治された。

5. 第3の緩和期——1961~65年

(i) 民主的憲法の導入

1961年憲法は、進歩的な大学教授を中心に起草され、軍部と文民の代表から成る制憲議会で採択された、トルコ史上最も民主的な憲法である。民主党時代に起きた多数派の専制を防ぐため、それまでの多数派型民主主義から多元主義的民主主義への転換が図られた⁽³⁴⁾。選挙制度と議会は、それまでの比較多数制と一院制から、比例代表制と二院制に変わった。61年の民政移管総選挙では、共和人民党が勝利したものの、議会の過半数を取れなかった。このため、65年総選挙直前まで同党を中心とする三つの連立政権が続いた。

(ii) 社団法制

1961年憲法は、社団設立に許可は不要であること、結社の自由への制限は唯一、公序良俗の保護を目的に、法により可能であることを定めた。

(iii) 労働法制

1961年憲法は団結権を、すべての被用者に認め、それまで対象外であった公務員にも与えた。また、公務員を除く労働者に、団体交渉権に加えて初めてスト権を認めた。63年の労働組合法およびスト・ロックアウト・団体協約法は、以前の労働関連法に比べれば民主的、効率的な組合運動を意図していたが、労働組合が政治勢力化することを警戒していた。そのため、組合の地

域連合を禁止したり、労働省に約35もある業種分類を認定させることにより、組合組織の統合を阻止した。また、組合が政党から資金援助を受けることを禁止した。政治スト、連帯スト、抗議・警告スト、労働低下行動を禁止し、国家治安と公共衛生を理由に内閣がスト延期を命令できることをも定めた。65年には憲法上初めて保障された公務員の団結権に関する公務員労働組合法が成立した。ただ、政治活動、公務員法規運用に関する異議申し立て行動、職場での集会や作業は（就業時間内外を問わず）禁止された。

(iv) 新憲法の影響

思想、表現、結社、出版の自由を保障した1961年憲法は、トルコ社会を急速に多元化した。なかでも左派が影響力を強めた。その理由の一つは、労働者と左派知識人による体制批判が可能になったことである。思想クラブが大学で組織され、政治思想翻訳書が多数出版された。61年にはトルコ労働者党が結成された。

6. 第3の強化期——1964～94年

(i) 左傾化の危惧

社会の急速な多元化の動きに対し、政府は危惧を感じ始めた。同憲法下で社会の多元化の流れを逆行させることは不可能だったが、1961年からの共和人民党らの連立内閣は「左派の脅威」を次第に唱えるようになった。65年総選挙を目前にして共和人民党らの第三次連立内閣が崩壊すると、公正党を第一与党とする選挙管理連立内閣が成立した。公正党は、60年クーデタ後に解散させられた民主党の継承政党であり、経済では民間部門と農業重視、政治では保守主義だった。前政権が左派の活動を陰で妨害したのに対し、公正党らの連立政権は左派への対決姿勢を前面に出した。公正党は、反共産主義キャンペーンを張った65年総選挙で、過半数議席を制した。

(ii) 左傾化の加速と政府の抑圧

左派勢力は、1960年代後半も拡大した。トルコ労働者党は、初参加の65年

総選挙では3.0%の得票率で15議席を獲得した。67年にはトルコ労働組合連合から左派が分裂してトルコ革命労働組合連合(DİSK)が結成された。大学ではNATOやアメリカからのトルコの自立を求める運動が起きた。反米感情は、軍部の若手将校にも浸透した。

公正党政権は左派、特に知識人への抑圧を強めた。作家や芸術家のなかには共産主義宣伝を禁止するトルコ刑法第141条、第142条違反の疑いで取り調べを受ける者が出了た。公正党政権および右派からの攻撃は、かえって左派を勢いづかせ、大学や工場を政治化させた。学生などによる街頭デモに対し、政府は武装警官からなる「社会警官隊」を組織した。現体制の庇護者を自認する軍部も1966年以降、台頭する左派に対して警告を発し始めた。

1969年総選挙で公正党は再び過半数議席を獲得したが、党内抗争により党首の指導力は低下していた。70年に公正党内閣は与党議員の造反により予算案を否決されて総辞職するが、大統領により再任された。この頃、社会的混乱は、学生運動の激化と労働者のストライキでいっそう深まっていた。71年になると、銀行強盗、誘拐などの都市ゲリラが発生した⁽³⁵⁾。

(iii) 1960年代後半の社団・労働法制

共和人民党らによる連立政権は1964年に、46年社団法を改定し、国家の安全と公的秩序が急を要する場合、令状なしに社団本部を捜査する権限を警察に与えた。

公正党政権は1970年に、63年労働組合法を改定し、全国単組または業種別連合は、同一業種労働者の3分の1以上を、総連合は国内労働者の3分の1以上を組織することを新たな条件とした（この法律は憲法裁判所の72年の違憲判決により失効したが、政府が新たに同様の通達を行った）。また同年に、63年スト・ロックアウト・団体協約法を改定し、団体協約締結権利の対象を、全国規模で活動し、該当経済分野の35%以上の登録済み労働者が加盟する組合または業種別連合のみに限定した。

(iv) 書簡によるクーデタ

1971年、軍部は公正党政権に対し、最後通牒を突きつけた。それは無政府

状態および社会対立の收拾と憲法が義務づけた改革を政府が実行できなければ、軍部が代わってその任務を負うというものであった⁽³⁶⁾。この「書簡によるクーデタ」により、公正党内閣は総辞職した。71～73年の政権は、超党派・テクノクラート内閣であった。政治基盤の弱い内閣は、治安回復を最優先する軍部の圧力をすぐに受けた。アンカラやイスタンブルなど11の県では戒厳令が敷かれた。左派の新聞・雑誌が出版停止および回収され、労働組合幹部、作家、大学教授が逮捕され、トルコ労働者党は解散させられた。また内閣は、土地改革などの公約を、公正党などの保守派が支配する議会の反対にあり、果たせなかつた⁽³⁷⁾。

(v) 1970年代の社団法制

1971年に社会秩序の回復を名目に行われた1961年憲法の改定は、行政府に非常時での社団の活動停止権限を、司法府の判決が下るまでの間にについて与えた。また、司法府に社団の解散権限を与えた。上記憲法改定に対応して成立した72年社団法は、社団設立の際に内務省へ届出を行うことと、事後審査を規定した。非常に多種の社団が禁止され、一部の活動が禁止または事前許可必要の対象となった。内務省には広範な監視・規制権限が与えられた。

(vi) 1970年代の労働法制

1971年に行われた61年憲法の改定で、公務員は団結権を剥奪された。

(vii) 連立政治の再開から1980年クーデタへ

1973年と77年の総選挙では中道左派の共和人民党が勝利したが過半数議席を確保できなかった。このために連立政権を組むか、第二党の公正党に政権を譲るかした。国内政治は70年代後半になると、①左右両派の対立に起因する街頭テロ、②外貨不足やインフレによる経済危機、③民族主義者やイスラム派政党による大衆扇動などが深刻化した。これらの問題を前にしても、また度重なる軍部の警告にもかかわらず、下院議席の約8割を占める中道勢力の結集は成らず、80年に軍事クーデタで混乱に終止符が打たれた。すべての政党は解散させられ、政党指導者は逮捕・拘留された。80～83年は軍事政権が支配した。

(viii) 1982年憲法体制

1982年憲法は、軍部が実質的な権限をもつ制憲議会で成立した。同憲法は、61年憲法が国民に認めた多くの権利と自由を制限するとともに、国家機能における行政権を強化した。これは、70年代末の混乱に対する反動でもあった。

(ix) 1980年代の社団法制

1982年憲法は、社団の設立に際して内務省への届出を義務づけ、事後審査を定めた。72年社団法の同様の規定が憲法化されたのである。82年憲法はまた、社団の政治活動を禁止し、公務員に関して法による制限がありうることを定めた。同憲法第13条は、「基本的人権と自由は、国家の国土と国民との不可分の一体性、国家主権、共和制、国家安全保障、公序、一般的安全、公益、一般的倫理、一般的健康の保護を目的として、また憲法の関連条項で述べられた特別の理由により、憲法の言葉と精神に従って法律により制限されうる」ことを定めたが、社団は財団や労働組合・経営者組合とともにこの条項の適用対象にされた。同憲法はまた、社団活動を（司法府の判決まで）行政府が停止させることのできる条件を緩和した。

1983年社団法は、社団に関する82年憲法の詳細な規制をそのまま受けて、72年社団法の内容を強化した。まず、政治活動を禁止し、設立禁止対象には72年社団法が定めたものに「地域、人種、社会階級、宗教、宗派に依拠するかその名のもとに活動すること」を加えた。また、公共部門の一部に関しては結社の自由を認めなかった。さらに、内務省に、役員の一時解任権限と多様な非常時での（司法府の判決までの）社団活動停止権限を認めた。72年社団法と同じだったのは、設立時の内務省への届出と事後審査の原則、および司法府による社団解散だけである。

(x) 1980年代の労働法制

1982年憲法は、労働組合の活動範囲を労使関係のみに限り、政治活動や「権利回復スト」を禁止し、上述の第13条を労働組合にも適用した。その一方、61年憲法の70年改定で盛り込まれた公務員の団結禁止規定は削除された。

新憲法に対応した1983年労働組合法は、70年改定の63年労働組合法に比べ

て、規制を強化した。新法は、職場別および職種別組合を禁止し、業種別組合のみ認めた。また、政治活動を禁止した。ただ、団体交渉権が認められるための条件を、「業種内労働者の1割以上を代表していること」に緩和した。

1983年スト・ロックアウト・団体協約法も、70年改定の63年スト・ロックアウト・団体協約法に比べて、規制を強めた。新法は、スト禁止業種を増やしたほか、内閣のスト延期命令後、60日以内に労使合意がなければ、最高調停委員会が裁定する(これが団体協約の効力をもつ)ことを定めた。これにより内閣は、スト禁止対象外の労働組合に対して、ストを事実上中止させることができることになった⁽³⁸⁾。

7. 第4の緩和期——1995年以降

(i) 憲法改定

1991年総選挙は、83年以来の中道右派・祖国党政権に終止符を打ち、正道党と社会民主人民党の連立政権に道を開いた。両党はそれぞれ中道右派と中道左派でイデオロギー的な違いはあるが、長い野党時代に82年憲法体制とそれを概ね擁護する祖国党を批判する点で一致してきた。両党の政権合意の中心は、憲法改定を中心とする民主化であった。さらに欧州会議が、95年に予定されていたトルコ・EU関税協定発効の条件としてトルコ憲法改定による民主化を求めたことは、憲法改定を不可避にした。

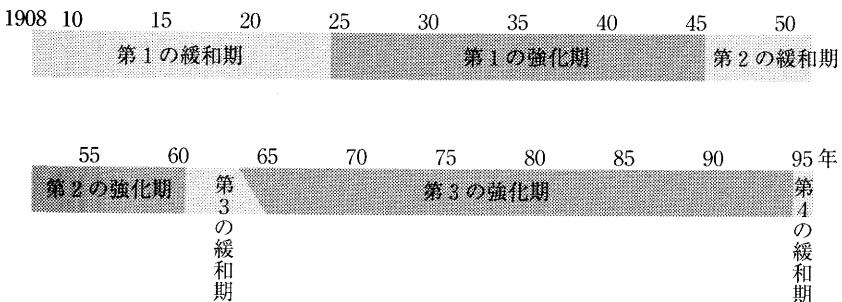
(ii) 社団法制

1995年の憲法改定は、社団に対する行政の規制権限を縮小した。活動停止権限を行政府から司法府に移し、行政府に活動停止権限が与えられる「非常時」の範囲を憲法原文より狭めた。また同権限行使にあたり司法府の事後承認⁽³⁹⁾を義務づけた。その一方、公務員に対する法による制限や、憲法第13条の「基本的人権制限条項」の適用は依然として続いている。

(iii) 労働法制

1995年の憲法改定は、団結権と(団体協約権を伴わない)団体交渉権の対象

図1 規制の緩和と強化の変遷：1908～95年



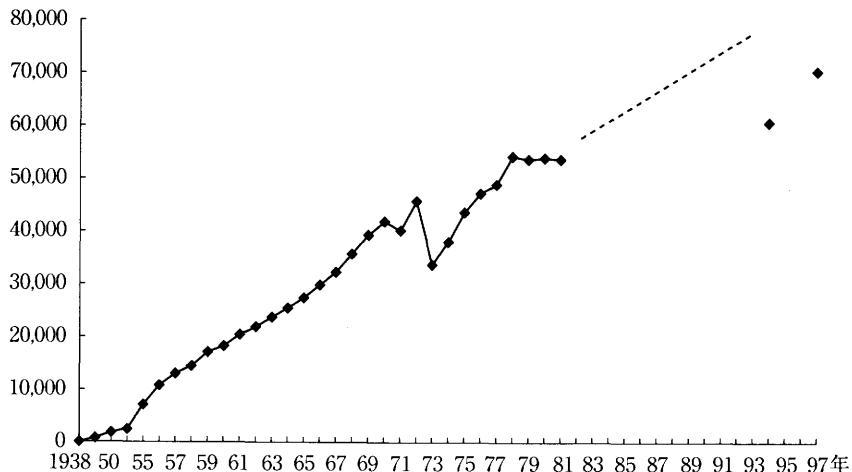
(出所) 筆者作成。

となる公務員の職種が、法で定められることを規定した。これにより、82年憲法としては初めて、公務員の団結権と部分的団体交渉権が立法によって認められうることが明示された。

8. まとめ

上でみたように、トルコにおける社団法制・労働法制の緩和は、多くの部分が国家の主導によるものであった。それは、トルコにおける民主化過程一般と共に通した特徴である。トルコ国家は、国家建設戦略⁽⁴⁰⁾や国際世論⁽⁴¹⁾を考慮しながら市民社会への規制を徐々に緩和するが、市民社会の組織化は多くの場合、国家の容認できる以上の速さで進む。このために、規制緩和期は比較的短期間で終わり、その後に規制強化期が長く続くことになる（図1）。それでは、法的規制の緩和と強化の繰り返し、および長い強化期は、市民社会の形成を大きく阻害したのだろうか。この問題を次に考えてみたい。

図2 社団数



(注) 1982~93年の点線は、過去からのトレンド。

(出所) 1938~81年：Fikret Toksoz, "Dernekler," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi 2. Cilt*, İstanbul: İletişim Yayımları, 1983, p. 373, Tablo 1, p. 376, Tablo 2.

1994年：Alper Sedat Aslanadaş, "1980 Sonrası Dernekler," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, Yüzyıl Biterken, 15. Cilt*, İstanbul: İletişim Yayımları, 1996, p. 310.

1997年3月：内務省警察局社団課への筆者の問い合わせへの文書回答（1997年3月）。

第4節 社団と労働組合の成長

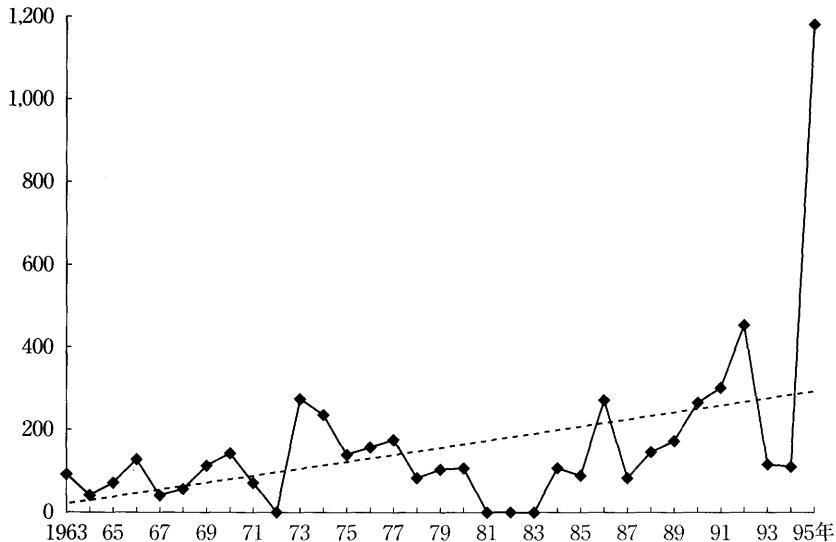
1. 増加的趨勢

(i) 社団

トルコで1950年代半ばに始まった社団設立の動きは、わずかの時期を除いて、80年まで一貫して続いた（図2）。50年代以降80年までの間で社団に対する規制を最も強めた71年憲法改定と72年社団法は、70年代前半に、社団数の一時的減少をもたらしたが、その後の趨勢はこの一時的減少を取り戻すかのように、それ以前を上回る速さで社団が増加した。70年代末の社団数の横這

図3 労働組合の動員力

(1980年=100)



(注) ストライキ1件当たりの参加者数指数(1980年=100)。点線は、トレンドを示す。1972年、81~83年は、政府がストライキを禁止した。

(出所) 1963~80年については、Alpaslan Işikli, "Wage Labor and Unionization," in Irvin C. Schick and Ertuğrul Ahmet Tonak eds., *Turkey in Transition, New Perspectives*, New York: Oxford University Press, 1987, p. 325, Table II-3. 1980~95年については、The Central Bank of Turkey, *Annual Report*, 各年版より、筆者作成。なお、両データが重なる80年の数値は、スト件数は前者データで227、後者データで220とほぼ一致していたが、スト参加者数は前者データで46,216、後者データで33,832と開きがあった。このため、スト1件当たり参加者を示すグラフでは、80年の値を100とする指数を用いることで、前者データと後者データを繋げた。

いは、左右テロなどによる国内治安の悪化が大きな原因と考えられる。80年代前半には社団数の減少があったことが推測できるが(後述)、90年代には社団数は80年代初めを大きく上回る水準に達した。トルコ内務省への筆者の問い合わせへの回答によると、97年3月時点で7万136の社団が活動中である。

(ii) 労働組合

労働組合動員指数(図3)は、年間ストライキ参加者数を年間ストライキ数

で割ったものを、1980年の値を100として筆者が指数化したものである。これにより、労働組合が一つのストライキに動員できる組合員数の規模を知ることができます。図3は、労働組合の動員力が長期的には増しつつあることを示している。労働組合への法的規制が70年代から80年代にかけて強化されたにもかかわらず、70年代の労働組合動員力は60年代のそれを平均して上回った。さらに、80年代末以降になると、動員力は70年代の水準を超えた。

労働組合の組織活動の指標としては労働組合員数統計があるが、この数値は1960年代後半以降に関しては実際数を大幅に上回っている。その理由は、組合側の過大申告や組合員の重複加盟などである⁽⁴²⁾。このため、筆者は同統計を用いなかった。また、上図でストライキ参加者数をそのまま用いなかつたのは、それが経済的および周期的要因の影響を強く受けるからである。つまり、実質賃金目減りに起因する賃上げ圧力が強かったり、(2年ごとの)団体交渉が集中する年にあたったりすると、そうでない場合に比べてストライキは増加する傾向にあり、これがストライキ参加者数の増加を引き起こすことになる⁽⁴³⁾。

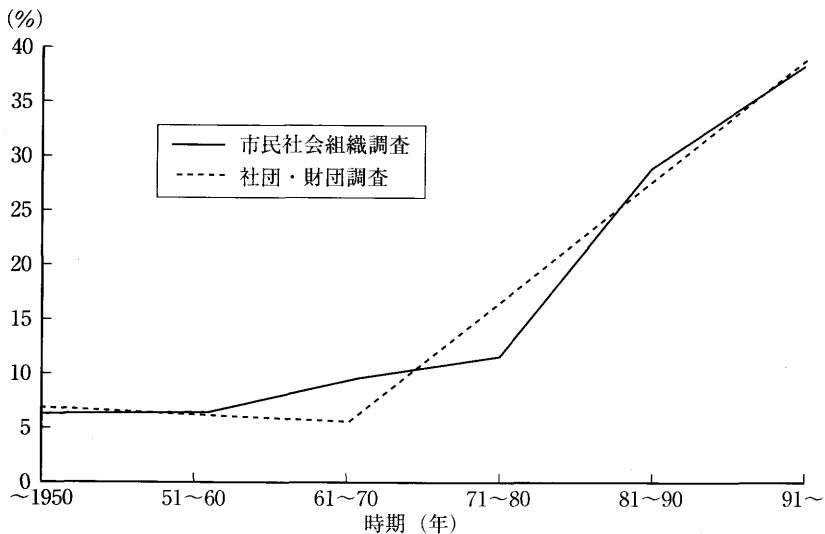
2. 増加の促進・阻害要因

(i) 社団

社団数の増加は、上記の1970年代初めと70年代末を除いて、比較的単線的だが、よくみると社団数増加の勢いは、50年代半ばと60年代後半、70年代後半に高まっている。これら三つの時期はいずれも法的規制の強化期にあたる。これは(相互排反でない)二つの可能性を示唆している。一つは、法的規制の緩和は社団設立を促進するが、規制緩和期が比較的短いため、社団設立の勢いのピークが規制強化期に現れることである。もう一つは、社団設立の加速が政府による法的規制の強化を誘発したことである。つまり、規制緩和→社団設立加速→規制強化という循環が仮説として考えられよう。

1981年以降については、社団数の年次データは公表されていない。筆者は、

図4 市民社会組織の設立時期



(出所) 市民社会組織調査は、市民社会組織情報センターが、トルコ全土の財団、社団、労働・経営者組合、協同組合、公的職業団体の1,793の標本について1995～96年に行った (*Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi, Sivil Toplum Kuruluşları Rehberi*, İstanbul: Numune Matbaası, 1996)。社団・財団調査は、トルコ環境基金が、トルコ全土の社団と財団の399の標本について、1994～95年を行った (Meral Dinçer Nazlıoğlu, “*Türkiye’deki Gönüllü Kuruluşlar Üzerine Yapılan Bir Çalışmanın Değerlendirilmesi*,” in *Türkiye Çevre Vakfı ed., Gönüllü Kuruluşlar Konferansı 28-29 Mart 1995*, Ankara, Mayıs 1995, pp. 41-64)。

94年と97年の社団数のみ入手できた。このため、①94年と97年のデータを②社団の年代別設立数（図4）と合わせて、81年以降の傾向を知ることに努めた。まず、①の94年と97年の社団数は、絶対数では81年比で増加になっているが、過去（1938～81年）からのトレンドから予想される値よりは低い。次に、にもかかわらず、②の95年時点で存在する市民社会組織のうち、80年代およびそれ以降に設立されたものは3分の2を占めている⁽⁴⁴⁾。しかも、90年代設立の社団が80年代設立のものよりも多く、全体の約4割を占めている。つまり、80年代（のおそらく前半）に、社団活動への厳しい規制により社団が減少したが、その後の政治の自由化とともに、社団設立の動きが加速したと

推測できる。

(ii) 労働組合

1971年の書簡によるクーデタ後の72年と、80年の軍事クーデタ後の81～83年は、ストライキが禁止された。前者の場合、労働組合はストライキ解禁直後にそれまでで最高の動員力を実現している。後者の場合、元の動員力を回復するのにストライキ解禁から3年かかっている。80年軍事クーデタ後3年間の軍事政権が、労働組合運動により強い打撃を与えたことが推し量られる。

3.まとめ

社団と労働組合のいずれの場合にも、政府による規制緩和が組織化の引き金を引くと、自己増殖的な組織化が始まった。政府は、当初の予想を超える速さで進む組織化に対し規制強化に乗り出しが、組織化の趨勢を止めることはできなかった。社団と労働組合は、1950年代、60年代、70年代において、それぞれ一つ前の年代よりも組織化を進めた。唯一、3年間の軍事政権を経験した80年代において、社団と労働組合の組織化は一つ前の年代（70年代）よりも低下した。しかしその後退も、90年代の急速な組織化の進展でほぼ取り戻された。

第5節 1980年以降の特徴

1. 市民社会組織の非政治化

社団、労働組合・経営者組合、公的職業団体、協同組合の活動、なかでも政治活動に対するトルコ共和国史上最も厳しい1982年憲法規定は、95年まで続いていた。この規定は、80年クーデター後の戒厳令期を加えて、15年をかけてトルコの市民社会組織の非政治化を進めたことになる。政党と市民社会

団体の機能の明確な区分は、82年憲法公布でのケナン・エヴレン (Kenan Evren) 大統領 (任期は1982～89年、80年クーデタ時の国軍参謀総長) の演説でも強調された。「政治活動は政党のみに限られる。政党として結成されていない組織は、政治活動に関われない。他方、政党は労働組合・経営者組合、社団、公的職業団体、財団の分野に介入すべきでない。すべての組織はこの枠組みで機能する」⁽⁴⁵⁾。

1980年代末までは、市民社会組織の活動は、1982年憲法体制の法的拘束を強く受けていた。組織の主義主張の表明は、それが組織の設立目的に直接関わることがらであっても、再三「政治活動」との理由で告訴の対象になった。例えば、社団であるトルコ実業家連盟会長の経済政策に関する意見表明や、公的職業団体であるトルコ農業会議所連盟会長の農産物買上げ価格に関する発言などがそうである。

さらに、トルコの1980年以降の(再)民主化の文脈で考えた場合、市民社会の民主化は、政治社会の民主化に10年近く遅れている。80年軍事クーデタ後、83年に軍事政権が認めた3政党の間で民政移管総選挙が行われ、次の87年総選挙ではすべての政党参加が実現した。これに対し、市民社会組織の政治活動が憲法上解禁されたのは95年である⁽⁴⁶⁾。

2. 財団の増加

1980年クーデタ後に最も急増したのは、財団である。96年時点で存在する新財団⁽⁴⁷⁾3717のうち8割以上にあたる3021が、81年以降に設立されている⁽⁴⁸⁾。最大の理由は、83年社団法が社団の設立と活動の条件を厳しくしたことである。そのため、規制がより緩やかな財団を設立して実質的には社団的活動を行う傾向が強まった⁽⁴⁹⁾。これは一方で、財政構造が不健全な多くの財団の設立につながった。

財団のなかには、次項で述べるイスラム運動が設立したものも多く含まれる。これらの名目的な設立目的は必ずしも宗教だけではない。財団の設立目

的で最も多い教育（第2節2. 参照）にも、イスラム運動は深く関わっている。その教育活動は、宗教、政治、科学、社会問題についての数十の雑誌や主要分野での数千点の本の発行、教育水準が低い人々のための視聴覚番組、私立学校設立などにわたる。イスラム系財団はさらに、学生寮も運営している。親元を離れている高校・大学生を無料で受け入れ、食事や生活費の援助を行っている。イスラム教団のうち、財団⁽⁵⁰⁾による学生寮運営で特に活発なスュレイマンヂュ (Süleymani) とフェトゥラーチュ (Fetullahçı) は、それぞれ10万人以上の学生を入寮させているといわれている。このうち前者は、学生を寮生活で社会から隔離し、教義への服従を強いることで知られている⁽⁵¹⁾。

3. イスラム運動

共和制樹立直後に始まったトルコの世俗主義政策は、政治と宗教の分離というよりは政治による宗教の統制を目指していた⁽⁵²⁾。この統制は、共和人民党の一党独裁時代（1923～50年）の初期に最も強かった。1924年に宗務庁が設立され、25年にイスラム神秘主義教団が非合法化され、26年にイスラム法と宗教裁判所が廃止された。これによって、イスラム運動は打撃を受けたが、消滅はせず、地下に潜った⁽⁵³⁾。イスラム運動への国家統制は、複数政党制の開始（46年）、さらに農村大衆を基盤とする民主党政権（50～60年）の誕生とともに相対的に緩んだが、憲法、刑法、社団法、政党法などのトルコ法体系の根幹は、依然としてイスラム的集団の結社と言論の自由を制限し続けた。

イスラム運動はしかし、1980年代に影響力を回復し、イスラム教団・組織は軍部、官僚機構、教育機関、そして政府に浸透した。イスラム運動復活の動きは70年代頃から国家の地理的・社会的周辺部で起こり、中央へ波及する様相をみせてはいたが⁽⁵⁴⁾、80年代の現象を、この延長としてのみ説明することには無理がある。

別の大きな理由は、1980年クーデタ後の国家が、トルコ・イスラム総合と

いわれるイデオロギーを採用したことである。これは、ウンマ(イスラム教徒の共同体)の概念とトルコ民族主義を、左翼主義への対抗として用いるものである。それまで世俗主義を固守してきた軍部は、70年代末の左右両派テロの経験から、社会の安定化のためにはイスラム的倫理が有益であるとの考えに傾いていた。検察・裁判官、大学教授、官僚も同様だった。宗教を擁護する国家エリートの考え方は、82年憲法が義務づけた小中学校での宗教教育により制度化され、さらに国家主導の文化活動により強化された⁽⁵⁵⁾。

1983年の民政移管選挙で勝利し、91年まで政権の座にあった祖国党が、親イスラム的だったことももう一つの理由である。同党では多数派が宗教的保守主義、少数派が経済・政治的自由主義だった。トゥルグット・オザル(Turgut Özal) 初代党首・首相(1983~89年、89~93年に大統領)も両方の顔をもっていた。経済自由化を推進する一方で、自身が神秘教団のナクシベンディー派教徒であり、トルコ首相として初めてメッカ巡礼(ハッジ)を行った。同党国會議員であるその弟コルクット・オザル(Korkut Özal)はナクシベンディー(Nakşibendi)派の有力者で、70年代の連立政権期にはイスラム派の国家救済党から内務相として入閣した経験がある。

1990年代のトルコにおいて、イスラム教団は、非合法ながら公然化している。現体制を容認する「稳健な」イスラム教団・運動⁽⁵⁶⁾の指導者、例えばフェトゥラー・ギュレン(Fetullah Gülen)⁽⁵⁷⁾であれば、テレビ番組に出演するだけでなく、95年総選挙前には主要政党党首から会見さえ求められた。社会的基盤と集票力をもつイスラム運動が拡大すれば、その政治的影響力もそれだけ強まる。左派政党は最も世俗主義的であることで知られているが、その民主左派党のビュレント・エデエヴィット(Bülent Ecevit)党首でさえ97年には、イスラム教団にも有益なものと有害なものがあると発言している。世論でも、イスラム教団を市民社会組織として認識するとともに、それを合法化すべきとの考えが提示されている。イスラム教団の存在がトルコ社会の現実であることと、それが非合法であることによりかえって人々の関心を引いていることがその主な根拠である⁽⁵⁸⁾。

4. 政治活動の再開

1995年憲法改定で市民社会組織の政治活動および組織間の連帶が解禁されたことの最初の大きな効果は、97年前半の市民社会組織による反政府運動となって現れた。97年初めからイスラム化政策を打ち出したイスラム派福祉党首班連立政権に対し、社団、財団、労働組合はもちろん、商工会議所連盟や経営者組合までもが4月に退陣要求を突きつけた。経営者と労働者が団結して政治的要請、特に内閣総辞職要求を行ったことは、おそらくトルコの歴史でも初めてであろう。さらには、これを契機にして約200の組織が連帯した「市民社会組織同盟」が結成されている。憲法の旧規定が市民社会組織と政党との繋がりを禁止していたことは、現在の市民社会組織のイデオロギー色を相対的に弱め、互いの間での広範な連帶を可能にしたといえる。

おわりに

トルコの市民社会組織の発達の過程は、トルコの波動的民主化の反映であった。その意味で、市民社会に対して国家が周期的に行った法的規制の強化は、短期的には市民社会の組織化を遅らせた。しかしそれは、長期的には市民社会の成長を止めることはできなかった。

1990年代はトルコ市民社会の組織化における第4の波の始まりの時期といえる。80年代の再民主化は、政党政治の領域に限定されていた。市民社会の再民主化のための法整備は、91～95年の正道党と社会民主人民党の中道右派・中道左派連立政権によって進められた。法律改定では、(市民社会組織は直接の対象ではなかったが)大学の学長・学部長選挙制の復活、警官への人権教育、交番の「透明化」、逮捕・拘留者の黙秘権容認、逮捕・拘留者の弁護士・親族との面会の自由化、逮捕期間の短縮、テロ対策法の人権擁護の観点から

の見直しなどが、95年の憲法改定では、公務員の団結権容認、市民社会団体の政治活動解禁、放送の国家独占廃止などが、それぞれ実現した⁽⁵⁹⁾。

これと前後して、トルコにおいて市民社会への関心は理論と実践の両面で急速に高まりつつある。学術誌や新聞、会議などで市民社会が取り上げられる回数は顕著に増加しているし、市民社会組織の設立も1990年代にはさらに加速している。また、宗教団体の合法化も議論され始めていることは、トルコの知識人が、それまでの世俗主義・イスラム主義の二元論的対立から、社会的現実を見据えた多元主義的理解⁽⁶⁰⁾へと向かっていることを、一つには意味しているのであろう。

ところで、第4の波が逆流することはないのだろうか。それが起こるとすれば、1980年代以降急成長した財團とその背後にいる宗教団体が世俗主義の名のもとに規制強化されるときであろう。それ以外の市民社会組織への規制強化は、現在進行中の民主化の後戻りを意味することから、もはや考えにくい。また、財團の財政への監視の強化が必要視されているのは確かである。しかし、宗教財團および関連団体の活動への規制強化については、右派政権（または連立右派与党）はもちろん、左派政権（または連立左派与党）も、それが信者票の喪失を意味するために、及び腰になりがちである。97年後半になってからの宗教活動への規制強化の動きは、世俗主義の最大の擁護者である軍部の強い要求を発端にしている。その軍部の政治関与も、趨勢としては低下している（97年前半における軍部の政治関与は、憲法が定めた国家安全評議会の構成員として「制度的」に行われたものであり、過去におけるような超法規的、直接的介入ではない）。宗教に対する多元主義的な理解がトルコ社会に広まりつつあることをも考え合わせると、宗教活動に対する世俗主義的規制が今後さらに強化される可能性は低い。福祉党首班政権のイスラム派政策への反動である宗教活動規制強化は、逆波ではなく、さざ波として終わろう。

〔付記〕 本章の執筆にあたっては、多くの人々のご協力を得た。なかでも市民社会組織についての情報収集で、アンカラ大学政治学部(Ankara Üniversitesi

Siyasal Bilgiler Fakültesi) Ruşen Keleş教授, トルコ内務省人事局 (İçişleri Bakanlığı Personel Genel Müdürlüğü) のİsmail Gündüz課長, トルコ国会図書館 (TBMM Kütüphanesi) のHilmi Çelik氏, Ali Rıza Cihan氏, Sevgi Korkut氏, Şahin Akdag氏, Nafiz Kurt氏, トルコ歴史基金市民社会組織情報センター (Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi) のAydın Gönel氏, トルコ労働省労働局 (Çalışma ve Sosyal Güvenlik Bakanlığı Çalışma Genel Müdürlüğü) にお世話になった。ここに記して感謝したい。

[注] ——————

- (1) Metin Heper, *The State Tradition in Turkey*, Beverly: Eothen Press, 1985.
- (2) Binnaz Toprak, "Civil Society in Turkey," in Augustus Richard Norton ed., *Civil Society in the Middle East, Volume Two*, Leiden: E.J. Brill, 1996, pp. 87-118.
- (3) もう一つの理由は、1980年代以降のトルコ社会におけるイスラム運動の台頭を分析するのに、「強い国家」という静態論が有効性を欠いていたことにある。
- (4) Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, *Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi, Sivil Toplum Kuruluşları Rehberi*, İstanbul: Numune Matbaası, 1996, p. 10.
- (5) 第1章で説明されているダイアモンド (Larry Diamond) の定義に従った。
- (6) Alper Sedat Aslandağ, "1980 Sonrası Dernekler," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, Yüzyıl Biterken, 15. Cilt*, İstanbul: İletişim Yayıncılık, 1996, pp. 310-311.
- (7) トルコ内務省警察局社団部への問い合わせに対する文書回答。
- (8) Zekai Baloğlu, *Türkiye'de Üçüncü Sektör Raporu, Sorunlar ve Çözüm Önerileri*, TÜSEV Yayıncılık No. 1, İstanbul, 1994, p. 23.
- (9) トルコ民法成立以前に存在していた財団については、法律第2752号 (1935年成立) が定めている。
- (10) Tuğrul Ansay, "Legal Persons, Societies and Associations," in Tuğrul Ansay and Don Wallace, Jr. eds., *Introduction to Turkish Law*, Chapter 4, Deventer: Kluwer Law and Taxation Publishers, 1987, p. 137.
- (11) Baloğlu, *Türkiye'de Üçüncü Sektör Raporu* …, pp. 24-26/Aydın Zevkiler, "Türkiye'de Vakıflar," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, Yüzyıl Biterken, 15. Cilt*, pp. 1438-1446, İstanbul: İletişim Yayıncılık, 1996, p. 1445.

- (12) Baloğlu, *Türkiye'de Üçüncü Sektör Raporu*, p. 62.
- (13) ibid., p. 56.
- (14) 法律第903号運用則第37条, 法人税法第7条第15項, および1990年2月15日付官報20434号掲載通達。
- (15) Zevkiler, "Türkiye'de Vakıflar," p. 1440.
- (16) ibid., p. 1441.
- (17) Ergun Özbudun, "The Post-1980 Legal Framework for Interest Group Associations," in Metin Heper ed., *Strong State and Economic Interest Groups: The Post-1980 Turkish Experience*, Berlin: Walter de Gruyter, 1991, p. 46.
- (18) 1961年憲法下の公的職業団体の選挙で党派抗争が起きたことの反省として、同135条は同団体の選挙で政党は候補を擁立できないことを定めた。
- (19) Türkiye ve Orta Doğu Amme İdaresi Enstitüsü, *T.C. Devlet Teşkilatı Rehberi*, Ankara, Haziran 1995, p. 809.
- (20) ibid., pp. 811-864.
- (21) このため、後述のように、第3の緩和期（1961～65年）の末期は第3の強化期（64～94年）の初期に重なる。
- (22) 社団法制と労働法制の緩和・強化の循環は、第1の緩和期を除いてほぼ一致している。第1の緩和期には、社団法で規制緩和が起きたのに対し、労働関係法では規制緩和よりは強化が起きた。
- (23) 中間層下部の知識人から成る政治結社が主導し、軍部の支持をも受けて実現した。Kemal H. Karpat, *Turkey's Politics, the Transition to a Multi-party System*, Princeton: Princeton University Press, 1959, p. 15.
- (24) 文化的独自性が認められた背景には、青年トルコ革命が、オスマン帝国領内でも多民族を抱えるバルカン半島の民衆の支持を受けていたことが指摘できよう。
- (25) さらに第一次世界大戦末期に同盟国として参戦しトルコを敗戦国にした。連合国による占領の危機にあったトルコを祖国解放戦争で救い、共和制を樹立したのがムスタファ・ケマル初代大統領である。
- (26) Toprak, "Civil Society in Turkey," p. 90.
- (27) Robert Bianchi, *Interest Groups and Political Development in Turkey*, Princeton: Princeton University Press, 1984, p. 119.
- (28) Karpat, *Turkey's Politics*, pp. 45-48.
- (29) ibid., pp. 64-76.
- (30) ibid., pp. 245-246.
- (31) Fikret Toksöz, "Dernekler," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi 2. Cilt*, İstanbul: İletişim Yayıncılı, 1983, p. 373, Tablo 1.

- (32) Karpat, *Turkey's Politics*, p. 310.
- (33) 本段落の労働組合に関する叙述は, Alpaslan Işıklı, "Cumhuriyet Döneminde Türk Sendikacılığı," in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi 7. Cilt*, İstanbul: İletişim Yayıncıları, 1983, pp. 1829-1831に依った。
- (34) 新憲法に取り入れられた諸制度の原則は、憲法の優位性、抑制と均衡、多元的社会の構築であった。Ergun Özbudun, *Türk Anayasa Hukuku*, rev. 3rd ed., Ankara: Yetkin Yayıncıları, 1993, pp. 17-21.
- (35) 1960年代の政治状況の叙述は, Feroz Ahmad, *Demokrasi Sürecinde Türkiye 1945-1980*, İstanbul: Hil Yayın, 1994, pp. 185-207に多くを依拠した。
- (36) 軍指導部の実際の狙いは、文民と軍内部の急進派による社会改革的クーデタを阻止することであったといわれている。ibid., pp. 278-279, 282.
- (37) ibid., pp. 277-303.
- (38) ただし、労働組合は、スト延期閣議決定の執行差し止めを求める行政訴訟を起こすことができる。
- (39) 行政府は司法府に24時間以内に活動停止決定の承認を申請する。申請後48時間以内に司法府が承認しなければ、活動停止決定は無効になる。
- (40) トルコの国家建設過程は、国民意識→統治機構→政治参加、と理想的な順(sequence)を辿ったとされている。Dankwart A. Rustow, *A World of Nations: Problems of Political Modernization*, Washington, D.C.: Brookings Institution, 1967.
- (41) この例としては、複数政党制への移行決定（1945年）が挙げられる。
- (42) Alpaslan Işıklı, "Wage Labor and Unionization," in Irvin C. Schick and Ertuğrul Ahmet Tonak eds., *Turkey in Transition, New Perspectives*, New York: Oxford University Press, 1987, p. 322.
- (43) 賃上げ圧力が組合の動員力を高める方向に作用することは予想できるが、その因果関係は、賃上げ圧力とストライキ数の間の関係よりは弱いと思われる。
- (44) Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi, *Sivil Toplum Kuruluşları Rehberi*, p. 12.
- (45) Özbudun, "The Post-1980 Legal Framework…," pp. 42-43.引用は原典。
- (46) 関連法は、1997年に成立し、施行された。
- (47) 第2節2の財団（Vakıflar）参照。
- (48) Zevkiler, "Türkiye'de Vakıflar," p. 1440.
- (49) Baloglu, *Türkiye'de Üçüncü Sektör Raporu*, p. 41/Zevkiler, "Türkiye'de Vakıflar," pp. 1438-1439.
- (50) 民法では、「法律、公序良俗、国益に反する、あるいは政治思想、特定の民族、教団の構成員を支持することを目的とする」財団を禁止している（第74条）。このため、イスラム教団が財団に自らの名を冠することはない。

- (51) Sencer Ayata, "Patronage, Party, and State: The Politicization of Islam in Turkey," *The Middle East Journal*, Vol. 50, No. 1, Winter 1996, p. 50.
- (52) Toprak, "Civil Society in Turkey," p. 107.
- (53) Richard Tapper, "Introduction," in Richard Tapper ed., *Islam in Modern Turkey*, London: L.B. Tauris, 1991, p. 10.
- (54) ibid.
- (55) Toprak, "Civil Society in Turkey," p. 108.
- (56) "Radikal İslam karşısında yükselen ilimli yeşillik!" *Nokta*, Mart 9-15, 1997.
- (57) 前出フェトゥラーチュの指導者。
- (58) "Tarikatlar, sivil toplum örgütlerine dönüştürülüsün mü?" *Nokta*, Ocak 19-25, 1997, pp. 8-14.
- (59) 間寧「トルコにおける連立政権」(『現代の中東』第19号, 1995年9月) 34ページ。
- (60) Metin Heper, "Islam and Democracy in Turkey: Toward a Reconciliation?" *The Middle East Journal*, Vol. 51, No. 1, Winter 1997, pp. 32-45/ Nilufer Göle, "Secularism and Islamism in Turkey: The Making of Elites and Counter-Elites," *The Middle East Journal*, Vol. 51, No. 1, Winter 1997, pp. 46-58.